

(別添3)

地域若者等定住就職支援事業 事業費の積算の場合の消費税の考え方

標記の件につきまして、下記のとおり消費税の取扱いについては整理しましたので、適切な事務処理が行われるようご配慮をお願いします。

記

1 消費税の取扱

(1) 考え方

委託事業は、消費税法上の役務の提供に相当するため、原則として事業費全体が消費税の課税対象となります。このため、委託費として支払われる消費税分は、受託者である事業者が納税するために支払われるものです。受託者が免税業者である場合には、受託者である事業者は消費税を支払う必要はありません。

(2) 委託費における消費税の計上方法

ア 課税業者

- ・ 受託者が支払う賃金、諸手当、社会保険料等（以下「人件費」という。）の消費税が含まれていないものについては、その額を事業費として計上
- ・ 通勤手当等の交通費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して事業費として計上
- ・ **委託事業は事業費全体が消費税の課税対象となるため、上記のとおり経費を税抜き額で計上し、その計上した事業費の総額に対して消費税10%分を加算。**

イ 免税事業者

- ・ 人件費等については、課税事業者と同様に事業費に計上
- ・ 通勤手当等の交通費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税込みの金額を事業費に計上
- ・ 事業費の総額に対する消費税の加算は不要

(3) 課税事業者である場合の確認の方法

- ・ 課税事業者である場合は、納税書、申告書の写し、又は、納税証明書等の写しを添付してください。